

下関市上下水道局公開見積合せ実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、下関市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が発注する物品の購入に係る公開見積合せの実施に関し、下関市上下水道局会計規程（平成26年上下水道局規程第3号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、公開見積合せとは、対象となる案件を事前に公開し、見積合せへの参加希望者から、当該公開において定める期限までに見積書の提出を受け、当該案件に係る契約の相手方を決定する方法をいう。

(対象案件)

第3条 公開見積合せは、原則として1件当たりの予定価格（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含む。）が80万円以下の案件を対象として行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象としないことができる。

- (1) 緊急に物品の購入を行うとき。
- (2) 特殊な物品の購入で1人と随意契約をするとき、又は2人以上の指名を行うとき。
- (3) 単価契約を行うとき。
- (4) 価格の定まっている物品（図書等）の購入を行うとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、総務課長が公開見積合せの実施に適さないと認めるとき。

(参加者の資格)

第4条 公開見積合せに参加できる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- (2) 見積合せの期日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成27年9月1日施行）に基づく指名停止期間中でないこと。

(対象案件の公開)

第5条 公開見積合せの対象案件を記載した書面、その他見積りに必要な資料等は、総務課内の閲覧場所及び下関市上下水道局のホームページ（以下「局ホームページ」という。）において公開するものとする。

(対象案件の公開期間)

第6条 対象案件の公開期間は、原則として毎週月曜日の午前9時から木曜日の午前10時までとする。ただし、月曜日又は木曜日が下関市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）第1条に規定する市の休日である場合は、総務課長が適宜公開期間を設定するものとする。

(対象案件の質問等)

第7条 公開期間中の対象案件に対する質問は、当該公開期間の終了日前日の午前12時まで総務課で受け付けるものとする。

2 前項の質問に対する回答は、当該公開期間の終了日前日までに、質問者に対してのみ行うものとする。

(公開見積合せの中止)

第8条 総務課長は、公開期間中に対象案件の内容に誤りがあるなどの理由により、公開見積合せを公正に執行することができないと認めたときは、当該案件の公開見積合せを中止することができるものとする。この場合においては、直ちにその旨を総務課内の閲覧場所及び局ホームページに掲載するものとする。

(見積書に記載する事項)

第9条 見積書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 見積年月日
- (2) 宛先（下関市上下水道事業管理者と記載すること。）
- (3) 対象案件番号
- (4) 見積者の住所、商号又は名称、代表者職及び代表者氏名（受任者を設けている場合は、受任者の住所、支店等の名称、受任者職及び受任者氏名）
- (5) 対象案件の品名、規格、数量及び見積金額（消費税等を除いた額）
- (6) 納入期限
- (7) 納入場所

(見積書の提出期限)

第10条 見積書の提出期限は、対象案件の公開期間の終了日時とする。

(見積書の提出方法)

第11条 公開見積合せの参加者は、対象案件ごとに作成した見積書を前条の期限までに提出しなければならない。

- 2 見積書の提出方法は、総務課内に設置する公開見積書箱への投函、電子メール（PDF形式に限る。）又はファクシミリによるものとする。
- 3 原則として、一度提出した見積書の差し替え、変更及び取消しは認めないものとする。

(見積書の無効)

第12条 次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

- (1) 公開見積合せに参加する資格のない者が見積ったもの
- (2) 同一案件について同一の者により提出された2通以上の見積書全部
- (3) 宛先が管理者でないもの
- (4) 郵送によるもの
- (5) 記名のないもの
- (6) 金額を訂正したもの
- (7) 誤字、脱字などにより意思表示が不明瞭なもの
- (8) 記載事項に不備があるもの
- (9) 錯誤により提出されたと認められるもの
- (10) 見積りに関し、妨害又は不正の行為を行ったと認められるもの
- (11) 受任者を設けている場合において、受任者でない者が見積ったもの
- (12) 前各号のほか、仕様の条件に合わないもの

(契約の相手方の決定)

第13条 有効な見積書を出した者のうち、予定価格の範囲内で最低価格を見積った者を契約の相手方として決定し、その旨をファクシミリにて通知する。

- 2 予定価格の範囲内で決定となるべき同価格の見積りをした者が2人以上あるときは、速やかに当該見積者にくじを引かせて契約の相手方を決定するものとする。この場合において、当該見積者のうちくじを引かない者があると

きは、これに代えて、当該見積りの事務に関係のない上下水道局職員にくじを引かせるものとする。

(決定となるべき見積りがない場合)

第14条 予定価格の範囲内で決定となるべき有効な見積りがないときは、当該案件を不調とする。

(決定の取消し)

第15条 契約の相手方として決定した者が、契約の締結までに第4条の資格を満たさなくなったときは、当該決定を取り消し、契約の締結を行わないものとする。

(契約の締結)

第16条 公開見積合せにおける契約の締結に関する事項については、規程第188条から第193条までの規定を適用する。

(請書の提出方法)

第16条の2 規程第191条に規定する請書の提出方法は、総務課に持参、電子メール（P D F形式に限る。）又はファクシミリによるものとする。

(契約の履行)

第17条 公開見積合せにおける契約の履行に関する事項については、規程第196条から第199条までの規定を適用する。

(公開見積合せの結果の公表)

第18条 公開見積合せの結果については、契約の相手方及び契約金額を総務課内の閲覧場所及び局ホームページにて公表するものとする。

(異議の申立)

第19条 公開見積合せの参加者は、契約の相手方が決定した後、本実施要領等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(その他)

第20条 この要領に定めのない事項については、関係法令等の定めによる。

附 則

この要領は、平成24年3月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（下関市上下水道局条件付一般競争入札実施要領等の一部を改正する要領）

この要領は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。